令和5年12月2日 P T A 執 行 部

令和5年度

国立第六小学校 P T A 臨時総会資料



【次第】

- 1 国立第六小学校 P T A 組織の今後の在り方に係る検討
- (1)経緯
- (2) 現状と問題点
- (3) 改善策
- (4)必要な処置
- 2 在籍のみの児童(フリースクール等)に対する会費徴収の免除について
- (1) 現状と問題点
- (2) 改善策
- (3)必要な処置
- 3 議 案
- (1) 第1号議案: PTA組織の在り方検討に伴う規約第12条及び23条の改正

に関する事項

(2) 第2号議案: PTA組織の在り方検討に伴う規約第26条の改正に関する事

項

(2) 第3号議案: 在籍のみの児童(フリースクール等)に対する会費徴収の免除

に伴う規約第10条の改正に関する事項

1 国立第六小学校PTA組織の今後の在り方に係る検討

(1)経緯

- 令和7年度から六小がコミュニティ・スクール化されることに伴う見直し
- 市内公立小中学校においても対応を検討。また、保護者の方々からのご意見



六小のPTA組織についても転換点にあり、今後の在り方について検討

(2)現状と問題点

(現 状)

- ① 各クラス 4 名以上を選出(規約第 12 条)するため、全学年 12 クラスで 48 名と ある程度大きな組織規模を編成して運営
- ② 令和7年度から始まる六小のコミュニティ・スクール化が控える情勢

(問題点)

① 各ご家庭それぞれに抱える個別かつ多様な事情はもとより、 PTAが発足した当時と現在で社会情勢も変化しており、従 来通用してきたPTAの<mark>運営方法と現状が乖離</mark>



② 児童数の減少に伴う背景の存在



運営方法と現状の乖離及びコミュニティ・スクール化を見据え、

今の時代に合った組織運営への転換が必要

(3) 対応策

☆ 各学級からの選出人数変更:

(「お子様一人につき卒業までに役員一回以上」を撤廃)

- ・ 各クラス2名以上の選出とし、6年間の在籍で保護者が役員になる比率を学年の40%に低減
- 毎年のPTA役員も48名から24名に変更
- ☆ 活動内容見直しにより運営方法を現状に見合う形に適正化





各ご家庭それぞれに抱える個別の事情や今後の子育て世代も持続可能な枠組み、 更には令和7年度の六小のコミュニティ・スクール化を見据えた体制にシフト

(4)必要な処置

ア 規約第12条及び第23条の規定の改正

選出人数の削減に係る処置

	第6章 第12条
現行規定	各クラスの保護者より、4名以上の委員を選び、執行
	部、及び各専門委員を互選により選出します。
改正案	第6章 第12条
	各クラスの保護者より、 <mark>2名以上</mark> の委員を選び、執行
	部、及び各専門委員を互選により選出します。

	第8章 第23条
現行規定	全体委員会は、各クラス4名以上の委員で構成し、総
	会に次ぐ議決機関です。
	第8章 第23条
改正案	全体委員会は、各クラス <mark>2名以上</mark> の委員で構成し、総
	会に次ぐ議決機関です。

イ 規約第26条の規定の改正

活動内容の見直しに係る処置

広報委員会においては、広報誌「かたらい」の発簡を主な活動としていましたが、 学校教職員等の写真、氏名等の個人情報の取り扱いの観点から今後の発簡が困難で あり、活動内容の見直しに伴い広報委員会を廃止する。

なお、PTAだよりは従来どおり執行部から発行

現行規定	第8章	第26条
		全体委員会には、次の委員をおきます。
		執行部、広報委員会、給食委員会、校外委員会、
		学年代表委員会
改正案	第6章	第26条
		全体委員会には、次の委員をおきます。
		執行部、 広報委員会、 給食委員会、校外委員会、
		学年代表委員会

規約の改正により令和6年度から新たな体制へ移行

2 在籍のみの児童(フリースクール等)に対する会費徴収の免除について

(1)現状と問題点

(現 状)

六小には、障害等のやむを得ない事情により在籍のみの児童としてフリースクール等の支援施設に通う児童も在籍しています。現状として、規約に基づきこれらの児童のご家庭からもPTA会費を集金させて頂いています。

在籍のみとなる理由は、フリースクール等が公の認可を受けていない場合は、義 務教育の一環として本来通学する学区の学校に在籍する必要があるためです。

(問題点)

やむを得ない事由により、六小に籍を置かざるを得ない事情や日常で通学することが無い中において、徴収された会費の対価を得る機会に乏しく懸念される。

(2) 改善策

☆ 規約の第5章会計の中に免除規定を設けることにより、在籍のみの児童(フリースクール等)については、会費の徴収を免除することを可能とする。
なお、通常の通学に移行する場合は、転入生の規定を準用して徴収する。

(3)必要な処置

10 00 kg 1	0 27 ~	\mathbf{L}	ヘコムー
規約第1	$\mathbf{n} \approx 0$)規定⊄) h/L i F
77 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	U X V	ノカゲメビン	7 LIX II

現行規定	第5章 第10条			
	会費は、一世帯につき年会費を納めます。			
	(1) 転入生については、1学期は全額、2学期は			
	半額、3学期は徴収しないものとします。			
	(2) 転出生については、5月末日までに転出する			
	場合には、徴収しないものとします。			
	第5章 第10条			
	~省略~			
	(1) ~省略~			
改正案	(2) 転出生については、5月末日までに転出			
	する場合には、徴収しないものとします。			
	(3) 学校長が承認した在籍のみの児童(フリース			
	クール等)については、徴収しないことができ			
	<u>るものとします。</u>			
	<u> </u>			

3 議 案

(1) 第1号議案

1でご報告しました「国立第六小学校PTA組織の今後の在り方に関する検討」に付随し、選出人数の削減に係る処置として規約第12条及び第23条を改正し、各クラスの保護者から2名を選出することにより、来年度から新たなPTA組織として体制を確立したいと考えます。

ご承認の程、宜しくお願い致します。

(2) 第2号議案

1でご報告しました「国立第六小学校PTA組織の今後の在り方に関する検討」に付随し、活動内容の見直しに係る処置として規約第26条を改正し、委員会の活動を集約することで、より効果的かつ効率的な活動を行って参りたいと思います。

ご承認の程、宜しくお願い致します。

(3) 第3号議案

2で報告しました「在籍のみの児童(フリースクール等)に対する会費 徴収の免除」について、やむを得ない事情に配慮したうえで規約第10条 に緩和規定を追加した改正を行い、会費徴収を免除することができる枠組 みを設定したいと思います。

ご承認の程、宜しくお願い致します。